

国際日本文化研究センター情報管理施設資料収集規則

令和4(2022)年	1月20日	制	定
令和6(2024)年	1月25日	最終改正	

(目的)

第1条 本規則は、国際日本文化研究センター情報管理施設（以下「情報管理施設」という。）における資料の収集・整備について必要な事項を定めることにより、国際日本文化研究センター（以下、「センター」という。）の設置目的に沿って国内外の日本研究者の研究に必要な資料を収集することを目的とする。

(収集の基準)

第2条 資料の収集は、本規則の目的に沿って別途定める基準「国際日本文化研究センター情報管理施設資料収集基準」に基づいて実施する。

2 前項の基準は、利用者のニーズの変化及び本センターの運営動向等に対応するため、所員の意見を反映しながら研究資料委員会において定期的に見直すものとする。

(収集候補)

第3条 収集候補となる資料は、以下のいずれかとする。収集候補のとりまとめの実務は、情報管理課資料整備係が所掌する。

- (1) 別表1に定める「資料の推薦が可能な所員」が推薦した資料
- (2) 情報管理課が資料の網羅性や継続性など、図書館機能維持の観点から選出した資料（情報管理課配分予算により購入する資料に限る。）

(資料の選定)

第4条 研究資料委員会は、収集候補の資料から、第2条の基準に基づき収集する資料を選定する。

- 2 研究資料委員会は、前項の作業の一部を情報管理課に委託することができる。
- 3 「国際日本文化研究センター情報管理施設図書管理規則」第2条5号に該当する資料は、情報管理施設長が受け入れの可否を判断する。情報管理施設長は、この判断について研究資料委員会に諮問することができる。
- 4 すでに情報管理施設が所蔵している資料は原則として選定対象としない。

(資料の取得)

第5条 選定された資料は、購入、寄贈およびその他の手段により取得する。資料の取得にかかる実務および関係する予算の執行は、情報管理課長の責任の下、情報管理課資料整備係が所掌する。

(特別な取り扱いを要する資料)

第6条 資料の性質上、特別な取り扱いを要する資料の選定基準又は収集にかかる手続きは、以下の通り別途規則により定める。これらの規則に定めのない事項は、本規則に則る

ものとする。

- (1) 学術雑誌 「学術雑誌の選定基準について」
 - (2) 高額資料 「高額資料購入手続きに関する申合せ」
 - (3) 寄贈資料 「国際日本文化研究センター情報管理施設寄贈資料受入要領」
- (その他)

第7条 本規則に定めるもののほか、情報管理施設の資料の収集・整備に関し必要な事項は情報管理施設長が定める。情報管理施設長は、これらの定めについて、適宜、研究資料委員会に諮問するものとする。

(方針の決定、修正)

第8条 本規則は研究資料委員会で、決定、修正を行う。

附 則

この規則は、令和4(2022)年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年11月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

資料の推薦が可能な所員の身分

職名など	情報管理課配分予算 に よる取得	情報管理課配分予算 以外の財源による取 得※
専任教員、外国人研究員、 特任研究員	○	○個人研究費など
外来研究員（外国人来訪研究員など 海外からの来訪者のみ）、	○	×
外来研究員（国内）、博士研究員、 機関研究員、プロジェクト研究員、 総研大研究生、事務職員	専任教員の下、 専任教員名で推薦可能	×
総研大院生	専任教員の下、 専任教員名で推薦可能	○総研大費など
国内客員教員	専任教員の下、 専任教員名で推薦可能	○国内客員研究経費

※情報管理課配分予算以外の財源による取得の詳細は、当該財源にかかる規程による。